

乗船に際しての注意事項

1. 船内に掲示している救命・消防配置図や一般配置図等をよく確認の事。非常口の確認をする事。
2. 出入港時及び甲板上で作業を行う際は、けが防止のためヘルメット・(実習帽)・靴・作業用救命胴衣・長めの作業服(上下)を必ず着用する事。甲板上を走らない事。
出入港時、服装(無帽、ぞうり、半ズボン等)を整えないものは甲板上及びブリッジに出ない事。
(保護具未着用で発生した事故については、保険が支払われない場合があります)
3. 清水を節約する事。(清水は出港時に陸上の水道水を約40t積み込んである)
飲料水は冷温水機又は調理室の温水器を利用の事。
4. 入浴は1日1回に限る。男性は、隔日に乗船者優先及び船員優先の風呂日を設ける。
風呂当番が浴室・脱衣所を清掃し、浴槽のゴム栓は水平になるように手で押さえ、温水を張って15分後、水漏れがないか確認する事。必ず浴槽に溜まってから船員の確認の下、ヒーターの電源を入れる事。
20:00~21:00は男性浴室の使用を控えてください。
入浴前にヒーターの操作電源を切り、入浴後、電源を入れる事。男性風呂は、入浴後は出入りロドアを開放の事。女性風呂は、施錠の事。
5. 洗濯機は3台設置(男性2台、女性1台)しています。通常、乗船者優先風呂日を洗濯許可日とする。
溜めすぎを行う事。(2回まで) (水の残量により使用制限を行います。)
6. 食事当番は、食事の配膳・食器洗い・食堂の清掃等を行う事。残飯は、調理室のバケツに入れる事。
鍋やトレーは、司厨長が洗いますので調理室に戻す事。食器は毎食後調理室の乾燥機で乾燥させる事。
ディスプレイには木、種、貝殻、硬い骨、金属等を入れない事。船員立会いで電源を入れること。
朝食07:00 昼食11:00 夕食16:00に準備をして食事をする事。(衛生管理基準)
分からないことは、司厨長に聞くこと。
7. ゴミ類は学生室のごみ箱に分別して入れる事。海中投棄は厳禁です。発泡スチロールは、分けて下さい。マスクなどは、個別の袋に入れて捨てること。
(呉帰港時に陸上で処分するので、溜まったらビニール袋に入れ長船首楼甲板に出す事)
8. 船内では、ホットプレート等で食べ物を焼かない事。(甲板は許可する)
9. 毛布はシーツを使用する事。下船時、毛布を元の様に畳んでベッドの船尾側に重ねる事。
10. 医薬品は一航士に届けて使用し、記録簿に必要事項を記入する事。(船員法規定の数量が船内にあり)
11. コピー機は、船員又は担当教員の許可を得て使用し、記録簿に必要事項を記入する事。
12. 衛星船舶電話は通信長に申し込み使用し、記録簿に必要事項を記入する事。
(公用の場合は、無料、私用の場合は、有料。3分約300円)
13. 岸壁停泊中の学生の門限時間は、21:45です。それまでに必ず帰船する事。(点呼は担当教員)
(何らかの事情により21:45までに帰船できない人は首席一航士または一航士に連絡の事)
航海中及び錨泊中は、航海士が20:15に点呼を行う。また出港30分前に乗船者の点呼を行うので学生室に集合の事。
豊潮丸携帯電話 080-1926-4877 豊潮丸衛星船舶電話 090-3022-4347
15. 階段の昇り降りは静かに行い、落下防止のために手摺を使用の事。
16. 時化が予想されるときには事前に甲板上、研究室、学生室、居室の荷物を固縛し、片づける事。
(収納場所については船から指示する)

17. 転落防止のため船縁（ブルーワーク上）に絶対に腰掛けない事。観測ハッチの鎖に寄りかからない事。
レーダーマスト・垂直梯子には上らない事。船首部の木甲板で無いところは、立ち入り禁止とする。
夜間航行中、日没後（観測時除く）及び時化しているときは、甲板に出ない事。
18. 乗員表示盤を使用する事。（赤・乗船中 緑・洗濯中 消・下船中）
19. 船具、機器使用の際は、首席一航士あるいは船員に申し出る事。
20. 毎日、朝食後及び下船時に全員で船内の清掃を行う事。（下船前に使用場所のアルコール消毒）
21. トイレには備え付けのトイレットペーパー以外は流さない事。
使用中及び使用後は洗浄水（海水）を十分に流す事。
22. 船での喫煙を禁止とする。
23. 通路及び階段に荷物を置かない事。（特に脱出経路）
24. 舷窓（丸窓）は開放してください。（雨、波が入る場合は、閉めてください。）
25. 部屋での飲食は禁止とする。教室兼食堂で飲食する事。
26. 観測ワイヤーの下には入らない、ロープを踏まない、観測中は器具・周囲に十分注意の事。
27. 研究室の冷蔵庫は、必ずドアの止めバンドを使用する事。
28. タラップ（船と陸のハシゴ）は1人ずつゆっくりと昇り降りする事。（タラップ以外からの乗下船禁止）
29. 寄港地でのレンタカー、レンタバイクの使用は禁止する。（教員同伴は除く）
30. 船内での飲酒は、練船船豊潮丸運営委員会の定めるルールに基づき船長が許可した場合のみ認める。
31. 歯磨きは三密を避けて、飛沫感染防止のため洗面所又は甲板上で行なうこと。教室兼食堂・居室・通路
研究室では禁止します。
32. 貸出品（ヘルメット、緊急用救命胴衣、ハンガー〔実習帽〕） → 各自ロッカー
（カップ、長靴） → 基地作業場
下船時返却の事。長靴、カップ、作業用救命胴衣は洗剤で洗う事。
備品（学生室） 使用後は元の場所に整理・整頓の事。

<清掃要領>

- 学生室、各部屋、研究室・・・掃除機を掛けた後、モップ拭きをする。冷蔵庫及び電子レンジ内、テーブルをふきんで拭く。冷温水器の掃除。（壁・天井の雑巾掛け）
- 通路、階段・・・・掃除機を掛けた後、モップ拭きする。（壁・天井の雑巾掛け）
- 便所、洗面所・・・・床は洗剤を撒いて磨く。（タイルをデッキブラシで割らないように注意）便所は洗剤を使い、便所用ブラシで、よく磨く事。トイレットペーパーの補充。
- 風呂・・・・床は洗剤を撒いて磨く。浴槽内は洗剤を使いスポンジで磨く事。鏡等もよく磨く事。空焚きしないよう、ゴム栓は水平になるように手で押さえ、温水を張って15分後、水漏れがないか確認する事。ヒーターは船員の確認の下、電源を入れる事。
- 甲板・・・・海水又は清水を流しながら、デッキブラシで木甲板の木目に沿って、力を入れて磨く事。専用洗剤を使う場合、目や皮膚に付かないよう注意する事。側溝の泥やごみをよく流す事。ウインチ類にはできるだけ海水を掛けない事。
- その他・・・・乗船者用まな板、包丁、ホットプレートを使用した人は、洗って返却の事。